

シンポジウム 「台湾総統選挙の四半世紀」

歴史のなかの総統選挙

——「台湾のあり方」を問うてきた一世紀——

若林 正丈

はじめに 「議会政治の夢」とその後

第1節 台湾議会設置請願運動と「民主自治の台湾ビジョン」

第2節 「党外」民主化運動と「民主自決の台湾ビジョン」

結びに代えて 「台湾は未だ定義ができていない、しかし…」

(要約)

台湾の総統選挙に体现される「台湾サイズ」の「選挙共同体」の来歴をたどると、まず戦後の「党外」民主運動が視野に入り、次に遡って、戦前日本植民地統治下で「台湾議会」の設置を求めた社会運動が視野に入ってくる。本報告は、この台湾議会設置請願運動と戦後の「党外」民主化運動とを、①運動の立ち上がりの形態、②その政治的思考の領域性、③運動が体制に対抗して提示することになった地域としてのアイデンティティ、すなわち「台湾のあり方」(小笠原欣幸)についての考え方、の3つの観点から対比し、後者により1980年代に提示された「民主自決の台湾ビジョン」が前者の提示した「民主自治の台湾ビジョン」の戦後の新しい条件下での「復活」ともいうべき類似性を持つことを示したい。換言すれば「台湾サイズ」の「選挙共同体」の出現とは「民主自決の台湾ビジョン」の内部的実現の様態であり、その「民主自決の台湾ビジョン」の原型は日本植民地統治期の台湾議会設置請願運動が打ち出した「民主自治の台湾ビジョン」に見出されるのである。最後にこの二つの運動を自身がそれらに投ずることによって身を以て繋ぎ、さらには著述によって記憶を繋いだ人物が存在したことにも言及する。

はじめに 「議会政治の夢」とその後

1996年、台湾では第一回総統直接選挙が挙行された。これが、1980年代から始まっていた政治体制民主化の最後の仕上げであった。これにより、台湾には、行政首長については、下は里・村の長、郷・鎮、県・市の長から上は総統まで、議会については、下は郷民代表・鎮民代表、県・市議会議員から立法院議員まで、すべて自由な選挙によって選出する民主的な政治制度ができあがった。総統選挙は、以来2020年まで7回の挙行を数え、今や台湾における民主政治の実践の象徴、さらには台湾民主体制の存在証明ともいえる政治イベントとなっている。

筆者は2008年の著書でこの総統選挙の実現について、次のようにコメントした。

「中国大陸の東南、日本の南隣の海上に、民主体制を持った島嶼国家が出現したのである。台湾の有権者は、例外なくこの郷・鎮から国政レベルまでの公職選挙に参加した経験を持つ、いわば『選挙共同体』のメンバーとなったのである」(若林、2008:219)

この民主体制と「選挙共同体」はいったいどこからきたのか。もちろん、その形成のコンテクストは、直接には戦後台湾の政治と台湾をめぐる国際政治に求められる。戦後台湾政治の枠組は、日本の植民地当局(台湾総督府)に代わって台湾の統治国家となった中華民国の政治制度、政治文化や思想的遺産¹そして東西冷戦下で「台湾サイズ」の国家となった中華民国のパトロン国家

たるアメリカの広汎かつ複雑な影響に大きく深く規定されているからである。

ただ、「歴史のなかの台湾総統選挙」という課題における「歴史」を「台湾歴史」と設定するならば、こうした外側からの入力ばかりでなく、戦前の日本植民地統治期から戦後にもたらされた台湾「土着」（台湾の中文に言う「本土」）のコンテクストを視野に入れてみる必要もあるのではないか。このいわば台湾現代史にとっての「縦の入力」には様々な内容が存在するだろうが、台湾総統選挙の、つまりは20世紀末に台湾歴史に登場した「選挙共同体」に関して考えると、まず目に入るのが、中国国民党（以下、国民党）一党支配の権威主義体制に下から挑戦してきた、台湾独特のオポジション「党外」勢力による民主化運動であろう。そして、さらに歴史を遡るならば、日本植民地統治期の社会運動の存在も視野に入ってくるのである。

台湾の歴史家周婉窈は「（日本植民地統治期の）台湾の近代化は、明治維新の海外版と見なすことができるが、それは議会政治を抜きにしたものだった」と概括し、さらに「議会政治」を有しなかったがために「植民地の人民は自身の言語、文化、歴史に決定権を持たなかった」（周婉窈、2014：140、142）とコメントしている。

周知のように、戦前日本の植民地帝国はその統治の終了まで植民地台湾住民への政治的権利の付与に極めて吝嗇であった。1935年に至って初めて地方公共団体の議会と諮問機関の半数の選挙導入を始め、39年にも選挙が行われた。また1945年4月にようやく衆議院選挙法が台湾に施行された（日本の敗戦により選挙は実施されず）。いずれも選挙権は国税納税額に基づく男子のみの制限選挙であった（若林、2016：160-161）。日本植民地支配の最後のバランスシートは、周婉窈のこの卓抜な総括のように「議会政治無き明治維新」であったのである。ただ、そのことは、下から「議会政治」の追求、つまりは「台湾」における民主政治の追求がなかったというわけではない。周知のように、その代表的なものが、植民地統治下の台湾に文字通りその「議会政治」の導入を求める新興漢人知識人を推進役とした社会運動、すなわち台湾議会設置請願運動（1921～1934年）である。

本報告は、この台湾議会設置請願運動と戦後の「党外」民主化運動とを、①運動の立ち上がりの形態、②その政治的思考の領域性、③運動が体制に対抗して提示することになった地域としてのアイデンティティ、小笠原欣幸の表現を借りれば「台湾のあり方」（小笠原、2019：43）についての考え方、の3つの観点を念頭において対比し、後者が1980年代に入って提示した「民主自決の台湾ビジョン」が前者の提示した「民主自治の台湾ビジョン」の戦後の新しい条件下での「復活」ともいふべき類似性を持つことを示したい²。換言すれば、「台湾サイズ」の「選挙共同体」の出現とは、「民主自決の台湾ビジョン」の内部的実現の様態であり、その「民主自決の台湾ビジョン」の原型は、日本植民地統治期の台湾議会設置請願運動が打ち出した「民主自治の台湾ビジョン」ともいふべき理念に見出されるのではないか、との仮説を述べてみたい。

第1節 台湾議会設置請願運動と「民主自治の台湾ビジョン」

1. 請願権という発見——最低限の政治的権利からの創造

1921年1月30日、台湾中部の名望家林献堂（1888-1956）を筆頭とする台湾住民178名は、「台湾議会」の設置を定める法律を制定することを求める請願を第44帝国議会貴族院衆議院両院に提出した。以後、請願活動は、1928年以降社会運動としては次第に形骸化していくが、1934年当局の圧力下に中止を余儀なくされるまで足かけ14年全15回にわたって行われた。しかし、請願は最後まで貴衆両院いずれの請願委員会においても採択とならず、中央政府に検討すべき案件として送付されることはなかった。

請願者が求める「台湾議会」とは、第一回請願書の文言によれば、台湾総督が台湾（台湾島と澎湖諸島）を管轄する行政権と「委任立法権」（管轄下領域において法律を要する法令を制定する権限）とを有し（いわゆる「六三法」体制）、かつ予算制度として台湾総督府特別会計制度が存在していることを前提として、「台湾住民より公選せられたる議員を以て組織する台湾議会を設置し、而して之に台湾に施行すべき特別法律及台湾予算の協賛権を附与する」（台湾総督府警務局編、1939：341頁）というものであった。

また、ここに言う「台湾議会」選挙の有権者としての「台湾住民」とは、第二回請願の際の「請願理由書」の文言に「台湾議会ハ台湾ニ在住セル内地人〔日本人〕タルト本島人〔この場合は漢人系住民〕タルト、将マタ行政区内ニアル熟蕃人〔清朝期までに漢化した平地先住民、平埔族〕タルトヲ問ハズ、均シク公選シタル代表者ヲ以テ組織シ」（台湾総督府警務局編、1939：347頁）とあることからうかがえるように、「理蕃」政策の対象として特別行政区が設定されている山地先住民を除く、一般行政区内の全ての族群（エスニック・グループ）を含むものとされた。

さらに、「請願」とは、当時の大日本帝国憲法第30条と第50条³に規定する臣民の帝国議会貴衆両院への請願権に基づく請願活動の事である。議院法（明治22年法律第2号）第62条に依れば、請願が受理されるには貴衆両院ともに「紹介議員」を必要とした。第一回請願の紹介議員は、貴族院が江原素六、衆議院は田川大吉郎であった。帝国議会に請願するという行動のアイデアそのものは、日本本国の各種政治運動などから示唆を受けたものと推測されるが、台湾議会設置の請願は、当時の憲法に規定する請願権という民権を台湾史上初めて台湾住民自身が自覚的に主体的に行使した政治行動であった。憲法に規定する権利の行使であるがゆえに、台湾総督府は1923年12月の台湾議会期成同盟会への弾圧事件（治警事件）のような政治結社への弾圧は行ったものの、請願活動そのものを違法であるとすることはできなかった⁴。

帝国議会に対する請願活動が「運動」であるというのは、請願の内容、その政治主張を宣伝し、請願の署名集めや請願への支持を求める諸活動が、当時の植民地台湾の政治環境のなかで日本の植民地政策に対抗する集団的挑戦を構成していたと言えるからである⁵。

小稿では運動論の観点から台湾議会設置請願運動を十全に分析する用意はないが、ここで確認しておきたいのは、運動者たちは、それまでに台湾人の反抗に対して加えられた国家暴力の記憶が未だ生々しく⁶、かつ当時の台湾における政治的権利の欠乏の状況下で、そこから運動を立ち

上げるしかない地点から、憲法において附与されている請願権という許容され得る最低限の政治的権利を駆使して社会運動を創出したことである。これによって、台湾総督などの統治エリートを議員の質疑に応ずべき政府委員として議会議場に登場させ、かれらが統治方針に背く「愚かな誤り」⁷と考えるところ植民地住民の政治要求への応答を余儀なくさせるなど、統治エリートや植民者としての在台日本人などが予期していなかったパワーを帝国中央の議会と帝国周縁たる植民地の公共空間に現出させるという創造性を示したのであった。

台湾議会設置請願運動は、しかし、前述のような植民地体制内運動としての創造性を持つとともに、ディレンマも抱え込んでいた。周婉窈によれば、体制内運動は抑圧的な統治体制のなかでも活動し得る合法的政治「空間」を確保しなければならないがゆえに「自己規制」のディレンマに遭遇する。台湾議会設置請願運動は植民地体制内の運動であるから、植民地当局が容認すると判断できる目標しか掲げ得ない。ゆえに、運動参加者は終始一貫「独立」の考え方を否定していた。しかし、支配者側は運動者側の考えを「水増し」して告発できる。台湾議会設置の要求は、台湾総督府からも在台日本人からも、はたまた帝国議会においても「水増し」した理解に基づく非難・断罪を受けることとなったのであった。前記治警事件第一審公判において三好一八台北地方法院検察官が展開した「独立を企図するもの」との論告求刑がその最たるものであった（台湾民報社、1924：4）⁸。

2. 「民主自治の台湾ビジョン」——「台湾」と「民主自治」の結合

台湾議会設置の要求とは、文字通り「台湾」という地域限定の政治機構の設定を要求するものであった。この「台湾」という領域的枠組は、まずは台湾を統治下に入れた諸帝国が行政的枠組として外挿的に設定したものであった。それは、17世紀末に清帝国が台湾島を版図に加えるに際して台湾島と澎湖諸島を福建省台湾府として区画したことに端を発し、1885年に至り福建省から独立の省として台湾省が設置された。日本の台湾総督府はこの領域を引き継ぎ、さらには清帝国が最後までなし得なかった山地先住民族の編入も完遂して「台湾」の政治的統一を達成した。

このように、「台湾」という領域的枠組は、台湾議会設置請願運動に先だって存在していたものであるが、運動者たちは「台湾議会」という理念を帝国と植民地の公共空間に提出することで、それを「台湾住民の公選による台湾議会」という政治制度を通じて主体的にその運営に参加すべき領域として読み替え始めたのだと言える。それは台湾総督府の統治する「台湾」が日本帝国内の都道府県としての地方とは異なる「異法域」として存在していることに相応して、潜在的にはそこに一つの自治的政治体の存在が措定されるべき地域としての「台湾」を、言説としてまた運動として構築することであった。ここにおいて、民主という政治運営の理念、自治という統治の理念、そして台湾という政治領域の観念が結合することになる。これは「民主自治の台湾ビジョン」と定式化できよう。後に運動のリーダーの一人となった蔡培火の「台湾は帝国の台湾であると同時に、我等台湾人の台湾である」（蔡培火、1920）という発言が「帝国云々」が省かれて「台湾は台湾人の台湾ならざるべからず」の表現（台湾総督府警務局、1939:137）で運動のモットーとなったのは、このビジョンの発見を象徴するものであったと言える。

3. 地域アイデンティティの対抗的形成とその族群的包括性

植民地統治後半期（第一次大戦後）の日本の台湾統治方針は「漸進的内地延長主義」と性格付けられるものであった。具体的には、内地＝日本本国の法・制度を漸進的に植民地に施行して植民地行政の制度的同化を進め、それにつれて植民地住民の「民度」が向上すれば、それに応じて本国並みの参政権を認めていく、という政策方針であるが、ここでの「民度」の判断は当然日本人統治エリートに依り、参政権の付与は「地方自治」による訓練から「中央参政」（帝国議会議員を出す）へ、というコースをたどるべしというものであった（若林、2001：54-62）。ここでは「民族」を単位とする自治はもちろんのこと「台湾」という単位を住民自治の単位として設定することも明確に拒否されていた。帝国議会は毎年台湾議会設置の請願を不採択とすることでこの方針を裏書きした。

台湾議会設置請願運動の「民主自治の台湾ビジョン」は、帝国中心が押しつけてくる他者定義の台湾ビジョン（依然「民度」が不足しているが漸進的内地延長主義の諸施策により次第に日本本国の「地方」に近づけられていくべき存在）に対して、前述のような「自己規制」のディレンマに苦しめられながらも、独自の地域（＝台湾）アイデンティティを育むベクトルを対置するものであった。運動開始翌年に作成されたものと見られる台湾総督府側の文書によれば、運動のリーダーの一人だった蔣渭水は「台湾議会請願ノ出現セシト同時ニ台湾人ノ人格ガ生マレタリ」と述べたという（台湾総督府、1922）。運動が帝国統治エリートによる上からの台湾定義に対抗する自己定義を提示したことは、帝国に対する対抗的アイデンティティの形成をも伴っていたことを示す発言と言えよう。前記小笠原のレトリックを借りて別言すれば、台湾議会設置請願運動は台湾史上初めて台湾社会の側から「台湾のあり方」に鋭い問いを発したのであった。

では、この対抗的アイデンティティは対内的にはいかに構成されるべきなのか。「民主自治の台湾ビジョン」の族群的含意も確認しておく必要がある。第二回請願時に作成された前引の「理由書」は、その冒頭に「現在（台湾の）人口は大和民族たる内地人十四万八千人、漢民族たる本島人三百四十一万三千人、馬來種たる生蕃八万六千人」とエスニックな構成別に台湾の人口を数え上げている。その上で「立憲政治の常道に準拠して」「台湾に在る三百五十余万新附民衆」が「（総督の権限とされている）特別立法に参加する」ことおよび台湾総督府予算審議への参与を要求する、というロジックを採っていた（台湾総督府警務局、1939：345-347）。この「理由書」には、台湾議会設置要求の主体である「本島人」が人口のマジョリティなのだ、ということをごとさら言挙げする文言は含まれてはいないが、前引の蔡培火の言にあるように、「台湾」という政治の領域を設定すれば自分たちが多数であり主人公であるべきなのだとの認識がこの数字に示威されていることは明白であろう⁹。

とはいえ、「台湾議会」設置の趣旨に関する限り、人口多数者としての「本島人」（漢人）の存在が構築されるべき新しいアイデンティティの主軸とされているわけではない。前述のように、「台湾議会」議員を「公選」する有権者たる「台湾住民」とは、特別行政区の山地先住民を除くものの一般行政区の内地人（日本人）と「熟蕃人」とを含む植民地台湾社会の全族群的な包括的な団体であると定義されていたことを軽視すべきではないだろう。「内地人」を含むのは、植民地住民から提起される政治要求が「民族」的色彩を持つことを嫌う当局や在台日本人からの反発を少なくするための政治的配慮が背後にあると推測できるが、「熟蕃人」を含むとされたことに

については、「民主自治の台湾ビジョン」において抱懐されている台湾アイデンティティが、人口のマジョリティの「本島人」の「内地人」に対する不満は含意しつつも、多数派族群的アイデンティティの主張とは異なる、領域的な、また民主的制度によって包括されるべきアイデンティティとしての想像が萌芽しつつあると読みとることも可能であろう¹⁰。

第2節 「党外」民主化運動と「民主自決の台湾ビジョン」¹¹

1. 「民主の休日」——権威主義選挙から立ちあがるオポジション

台湾住民への参政権付与について、戦後台湾の中華民国は戦前の日本植民地帝国に比してたいへん気前が良かった。1946年12月「訓政」段階の民意機関として台湾省・県市の「参議会」の選挙が実施された時から20歳以上男女の普通選挙権が適用され、それに踵を接するように、1947年12月の中華民国憲法施行により、国会と省以下の地方自治機関の選挙権・被選挙権が付与されたのである（何義麟、2003：第3章）。これは「山地郷」を設置して地方行政体系のなかに組み込まれた山地先住民についても同様であった。平埔族は行政上漢人と見なされた。

しかし、植民地期に比すれば憲法上は「満額回答」の如きこの参政権は、その権利行使の実際も、それに基づいて形成された議会政治も極めて歪んだものとなり、台湾議会設置請願運動以来の「議会政治の夢」は長くお預けとなった。

第一に、政治的自由が厳しく抑えられた。戒厳令の施行やその他の治安法制、それを有効とする周密な政治警察の監視網などで、国民党一党支配とそのイデオロギーに批判的な言論は抑えられ、1960年の『自由中国』事件や1979年の美麗島事件のように、野党結成の動きは弾圧された。例えば後者においては、『美麗島』という月刊政論誌出版社の支社を作る形で「党名の無い党」を作ろうとの活動を行ったが、国民党政権はこれを「共産党、台独、暴力分子」の「三位一体」の活動として主要幹部8名を戒厳令下の軍事法廷で断罪したのであった。周婉窈が台湾議会設置請願運動について指摘した、体制側による「水増し」解釈による弾圧は、戦後の長期戒厳令下では日本統治下よりも過酷な形で出現したと言える。

第二に、その統治範囲がほぼ台湾サイズに縮小した後も、国民党政権は中華民国が中国の正統国家であるとの建前を堅持したため、その議会政治が実際の統治領域との関係において畸形的なものとなった。国会は1940年代後半の内戦期に台湾を含めた全中国で選挙された国会議員が改選されないまま職権を行使し続ける「万年国会」となり、台湾の中央化（台湾省と中華民国中央政府の管轄領域が大きく重なる）のため中華民国総統（＝蒋介石）の権威を損ねる可能性のある台湾省主席の選挙は棚上げされ、省議会、県市長と議会の選挙は行われたが、憲法に基づく法制化も民主化まで棚上げのまま推移した¹²。これらに相応して、三軍の総帥でもある総統の職位は、憲法棚上法規でもある「叛乱鎮定動員時期臨時条項」の増訂により事実上終身化された。蒋介石・蒋経国父子はともに総統在職のまま死を迎えた。国会の「万年国会」という畸形性は、中華民国の国連追放という対外危機直後の1972年よりその定期部分改選の制度＝「増加定員選挙」が開始されても解消することがなかった。

第三に、政権批判や競争的政党組織が抑え込まれるなかで、選挙そのものが歪んだ。個別主義的な利益分配を軸とする選挙クライアンティリズムと票の買収や開票不正などの歪んだ選挙文化がしだいにびこった。民主化までの間、これらの選挙は、制度のアレンジからいっても政治資源の分配のアンバランスから言っても、上記「増加定員選挙」の制度が如実に示しているように、選挙の結果が国民党一党支配を覆すことのない権威主義選挙であったのである。

しかし、選挙はある意味で活発に行われた。後知恵からみれば、自由な言論が許されず選挙のため政党の結成も許されない権威主義選挙ではあっても、そこに体制が許容する最低限の政治活動の制度空間として選挙があったことが重要であった。政治的自由が強く抑圧されかつ政治的異見者に対する国家暴力（「白色テロ」）が並行する状況では、非国民党人士には不利な制度空間であっても、そこにしか参入していける制度空間は残されていなかったし、また1950年代から始まった地方選挙では、国民党が操作する選挙クライアンティリズムに左右されない一定の規模の国民党不満票を吸収できたのであった。

そして、1970年代に入り回を重ねるごとに熱を帯びるようになった各種選挙は、オポジション人士から「民主の休日」（選挙のために戒厳令がわずかばかり休みになる）と称されるようになった。この間の事情を如実に物語るフレーズである。選挙の際に現れるこの政治活動の機会を創造的に生かして、台湾独特のオポジション「党外」が生まれ、その「党外」の成長（「党外」が党名の無い党の固有名詞となる）とその野党結成運動が国民党一党支配を打破し、1996年総統選挙挙行に至る民主化の下からの重要な原動力となったのであった。

上に見たように、戦前の台湾では、「大日本帝国憲法」に明文で定める「請願権」の行使そのものに対しては植民地当局も抑圧できなかった。この台湾歴史初の民権運動は支配国の憲法体制が提供する請願権という最低限の政治的権利を巧みに生かして創造されたのであった。戦後の権威主義体制の支配下でも、異なった条件下であるが、これと類似した、国家暴力行使の記憶が残るあるいは並行的に行使される状況下で、非国民党員として選挙に参加するという、体制が許容する最低線から出発するしかない社会運動の立ち上がりの経緯が見られたのである。

2. 「民主自決の台湾ビジョン」——「台湾」と「民主自決」の結合

1983年12月に挙行された立法院増加定員選挙に際し「党外」勢力の「党外選挙後援会」は、その「共同政見」10項目の筆頭に「台湾前途の住民自決」を掲げ、実際の選挙キャンペーンにおいては「民主、自決、救台湾」とスローガン化された。政府の中央選挙管理委員会は「共同政見」のこの項目と前記スローガンの使用を禁止した。この主張は、70年代末から「党外」人士が公然と主張するところとなっていたが、ここに至って初めて選挙過程に投入されたのであった。

この「台湾前途の住民自決」の主張に関して政治的思考の領域性の問題を考えるのは、戦前の場合ほど単純ではない。少なくとも4種類の実際上のまた観念上の「台湾」を想定する必要がある。

第一は、戦後台湾の中華民国の実効統治領域としての「台湾」である。1949年12月、中国大陆での中国共産党との内戦に敗れた国民党政権は中華民国中央政府を台北に移転した。そしてま

もなく中華民国の実効統治領域は、台湾省（＝1945年までの台湾総督府の管轄領域）と大陸沿岸の小島（金門・馬祖）に縮小して、以後今日まで中華民国政府はこのほぼ「台湾サイズ」の地域を実効統治している。「金門・馬祖」という例外付きではあるが¹³、1895年以後に生じた台湾島と澎湖諸島が一つの政治・行政の範囲であり同時に中国大陆の政権の統治下にないという状況が、1945-49年の4年間を除いて、この時まですでに一世紀近く継続することとなった。この「台湾」が住民にとっての日常の経済・社会生活の現実的範囲であった。その大多数が1949年前後に來台した外省人と異なり、人口のマジョリティの「本省人」（日本統治期の「本島人」の後裔）にとっては、それは上記の4年間を除いて一世紀近く継続する経験でもあった。さらに、この例外の4年間も本省人にとっては「祖国復帰」の喜びから二・二八事件へ暗転するというトラウマに満ちた幕間であった。

第二は、近代中国ナショナリズムが想定する「中国」、換言すれば「一つの中国」原則における「中国」の領土の一部としての「台湾」、そして主張者の一方の国民党の中華民国は中国大陆を統治しておらず、もう一方の中国共産党の中華人民共和国は台湾の主権を主張するが台湾を統治はしていない、こういう関係のなかでの「台湾」である。国共両党が奇妙な形で共有するこの「一つの中国」原則の下に、台湾では国民党政権の「反共復国」の国策に沿って台湾住民には「大中国」の意識を注入する言語と文化の同化主義的国民形成政策がとられる一方、中国大陆の政権と国家に対しては否定的なイメージが教育やメディアを通じて広く流布されたのであった。ここでも、外省人にとっては近代中国ナショナリズムに基づく体制の国民ナラティブは自身の経験とも親和性の高いものであったが、人口マジョリティの本省人にとってはそうではなく、国民党の中国ナショナリズムに基づく同化主義は、例えばその「国語」普及などで成果を上げたが、その一方で政治的抑圧ばかりではなく「台湾的なもの」を抑圧するものとしての文化的反感をも潜在させるものとなった。

第三は、戦後世界のインフォーマルな帝国としてのアメリカ帝国の周縁としての「台湾」である。この台湾は、朝鮮戦争を契機に米国の軍事的保護と経済的援助を受け、アメリカを中心とする経済循環のなかに入り、経済復興とその後の社会経済的發展を享受した。国民党一党支配の厳しい政治的抑圧を受けつつも台湾は日本、韓国などととも、「パックス・アメリカナ」の恩恵を享受したのであった。戦後台湾にとってのアメリカは、経済・軍事資源の気前の良い提供者であったばかりでない、大衆文化から学術界の制度や習慣まで強いアメリカ志向を根付かせた。学知、芸術、技術を求める「巡礼」先は、戦前の日本からアメリカに急速に代わったのである。ただ、アメリカの存在は、第一の、また次に述べる第四の意義における台湾にとっては両義的であった。それは叙上のような気前の良い保護者であるとともに、1970年代から80年代初めの米中台関係の激動に見るように、自身の地政学的判断に基づく大国外交により、台湾を「見捨てる」かもしれない存在でもあるのである。

第四は、前節に論じた日本の植民地統治下で潜在的な一つの政治体の領域として発見された「台湾」である。国民党政権の「大中国」想像への同化主義堅持とそれに見合う成果（特に「国語」普及の成功）にもかかわらず¹⁴、第一の現実としての領域性が持続したことは、この台湾「土着」

のコンテキストから立ちあがった領域的政治アイデンティティの観念を消滅させるには至らなかったのである。

1983年選挙に立候補した「党外」穏健派リーダーの康寧祥（1938-）は、「民主、自決、救台湾」のスローガンが禁止されたのを受けて、自身はこれを「中央の政策決定の独占を打破し、台湾住民の運命を握ろう」と言い換えるとともに「台湾は今や三度目の運命の危機に直面している」との訴えを行った。「三度目」というのは、一度目は清朝が台湾を日本に割譲したこと、二度目は日本の敗戦により台湾が中華民国の統治下に入ったこと、そして今対米断交から「八一七コミュニケ」と三度目の危機に直面している、という歴史観を示している。「中央の政策決定独占の打破」とは、国民党一党支配が打破されなければ、この三度目の危機に際して自身の運命を自身の手で決定することができないという意味で、「党外」の政治ビジョンにおいて「自決」と「民主」が切り離せないものであることを物語っていた。

周知のように、1970年代初めの外交危機により、台湾の中華民国は国連のメンバーシップを奪われ、日本を初めとする西側諸国と断交を迫られ、遅れて1979年にはパトロン国家アメリカとの断交と米華相互防衛援助条約の廃棄を余儀なくされていた。この間「台湾人民」への「防衛性の兵器」売却を米国内法で規定する台湾関係法の制定があったが、中華人民共和国はこれに反発して米政府との強談判におよび、1982年8月米中共同声明、いわゆる「八一七コミュニケ」が発表された。そこでは、中国政府が強く迫った対台湾武器売却の停止期限の設定は避けられたものの、対米断交からこの声明に続く一連の米中の動きは、上記の第一の意義における台湾とその枠組とそれを前提に築き上げられてきた社会生活さえもが大国間の取引に委ねられている現実（上記第三の「台湾」の一側面）が浮き彫りにされていたのであった。

このことが、第一の領域性に外枠を担保されつつ、70年代までの「党外」の主張に潜在していた第四の「台湾」想像の公然化の契機となったといえる。民主と自治の要求の新たな状況における結合がここに見いだせる。「民主、自決、救台湾」とはこの結合の端的な表現でもあった。「民主自治の台湾ビジョン」の言い方に比定すれば、ここに登場した「党外」民主化運動の台湾ビジョンは「民主自決の台湾ビジョン」と表現することができる。

3. 「住民自決」と市民的「台湾 nation」のコンセプト

上記の二つの台湾ビジョンは、「台湾」と「民主」の二点で継承性があるが、「自決」の主張が入ったことによって質的な違いが生じている。国民党であれ共産党であれ、その中国ナショナリズムの教義における「台湾」は、上記第二の「台湾」、すなわち「一つの中国」原則における「台湾」でしかない。ところが「台湾前途の住民自決」においては、国家的帰属の行く先はオープンであるが、その決定をするのは「台湾住民」でなければならない。ある地域の国家的帰属の決定権を持つ住民集団とは一種の主権的集団であり、通常 nation を指すであろう。この台湾ビジョンが「中国」とは別の台湾を領域とする独立国家の設立を直接に主張しているわけではないが、消極的な意味では「台湾サイズ」の nation が明白に想像され、民主政治の追求と結合しているのである。換言すれば、「自決」の提起は、1920年代の「民主自治の台湾ビジョン」が含意する

地域アイデンティティを nation の次元にまで引き上げたものと言える。

さらに、時間的にやや先走するが、もう一つの違いは、この「台湾 nation」がいつそう多文化的なものとして、さらには領域的 (territorial) かつ市民的 (civic) なものとして想像されるようになったことを指摘しておきたい。前述のように、山地先住民も 1950 年代から国民党政権の地方制度のなかに統合されていたが、80 年代前半から自身を「台湾原住民族」であると主張し、権利とアイデンティティの再確立を追求する「台湾原住民族運動」が立ち上がり、また本省人内の少数派の客家人も自身の母語の衰退に危機感を持って言語の保全などを追求する文化運動を開始した。こうした動きを受けて、「党外」の後身たる民主進歩党 (以下、民進党) は、「四大族群論」を提起するとともに 1990 年代初めから多文化主義の国民統合政策を掲げるようになり、その原則は民主化のなかで改定された中華民国憲法の「増修条文」にも書き込まれるに至ったのであった。

かくして、族群的マイノリティの運動に刺激される形で台湾ナショナリズムにおける「台湾 nation」のコンセプトの包摂範囲は拡大し、結局のところ、民主化過程で構築されたこの nation のコンセプトは、台湾住民のマジョリティを構成する本省人が文化覇権を主張するエスニックなタイプの「台湾 nation」の主張とはならず、政治的民主化の進展と民主体制をインストールする民主選挙の実際の挙行とともにこれに参与する市民権の平等を柱とした領域的かつ市民的な nation のコンセプトに帰着していったのである。

結びに代えて 「台湾は未だ定義ができていない、しかし…」

以上、戦前の台湾議会設置請願運動と戦後の「党外」民主化運動を、その立ち上がりの様態および提起された政治理念、特にどのような「台湾のあり方」を追求していたのかの点に関して対比を試みた。

まとめれば、第一に、両者はともに、戦前の植民地支配体制と戦後の国民党一党支配体制の下で最低限に許容される権利と機会とをつかみ創造された社会運動であった。第二に、両者はともに「台湾」を政治的思考の枠組として体制側が上から定義するのとは異なる台湾アイデンティティを対抗的に提示するものであった。第三に、その対抗的台湾アイデンティティは、抑圧されている人口上のマジョリティの族群的自己主張を内包しつつも、民主制度により包括される公民の団体としてのアイデンティティの主張、族群包括的な領域的市民的な地域アイデンティティの主張となっていること、を確認した。

1983 年の「民主・自決・救台湾」スローガン提出の 3 年後には民進党が創立されて国民党一党支配体制が打破され、さらにその 10 年後には総統直接選挙が実現した。台湾議会設置請願運動が掲げた「議会政治の夢」は実現した。こうした周知の展開を念頭に置けば、「はじめに」に述べたところの、「台湾サイズ」の「選挙共同体」の出現とは「民主自決の台湾ビジョン」の内部的実現の様態であり、その「民主自決の台湾ビジョン」の原型は日本植民地統治期の台湾議会設置請願運動が打ち出した「民主自治の台湾ビジョン」とも言うべきビジョンに見出されるので

はないか、との仮説の論述は一応果たすことできたと言えるだろう。しかし、もちろんこれではまだ不十分であろう。「民主自治の台湾ビジョン」から「選挙共同体」のパフォーマンスまでの政治理念の展開は、台湾ナショナリズムの思想史あるいは台湾における nation の政治社会史のような視角からより広く深く検討されねばならないだろう。

最後に一点のみ指摘しておきたいのは、戦前の台湾議会設置請願運動と戦後の「党外」民主化運動に、具体的なつながりがなかったわけではないということである。身を以て二つの時代の民主運動を繋いだ人、また戦前から戦後へ記憶を繋いだ人がいる。

前者には例えば、前記康寧祥の一世代前の「党外」人士の郭国基（1900-70）や石錫勳（1900-84）がいる。郭国基は、屏東の生まれ、1925年明治大学卒業後、台湾文化協会や台湾民衆党、台湾議会設置請願運動にも参加した。戦後は1951年臨時省議会議員選挙に挑戦して落選したが、その後は1957年、1960年、1968年と当選を果たし、1969年立法院の増補選挙で当選したが、翌年病を得て死去した（許雪姬総画策、2004：819）。康寧祥は郭国基の息子と友人で高校生の時から郭国基の戦前の経験や戦後の選挙政治の話聞いていたという。高校生時代には郭国基の選挙のビラ配りを手伝ったこともあるという。郭が立法委員に当選したのと同じ年に実施された台北市議会選挙に当選して康寧祥は「党外」勢力の若手の星として政治にデビューしたのであった（若林、2015）。

石錫勳は彰化の生まれ、1921年台湾総督府医学校を卒業し、高雄で医院を開業した。近代台湾の最初の学歴エリート世代に属する。在学時期から台湾文化協会に参加するとともに、台湾議会設置請願運動にも参加し、1923年の同運動への一斉弾圧（治警事件）では投獄を経験している。石錫勳は禁止された台湾議会期成同盟会の理事であり高雄州（当時）の活動の責任者であった。戦後は、1954年を皮切りに、57年、60年と彰化県長選挙に党外人士として挑戦したが落選を繰り返した。この間中国民主党的結党運動にも参加した。68年地方選挙でも彰化県長に挑戦しようとしたが、いわゆる「彰化事件」に巻き込まれ投獄されて立候補できなかった。以後は、いわば選挙戦の「戦友」の王燈岸（1919-1985）とともに、彰化地域の「党外」人士の選挙を応援した（王燈岸〔王鏡玲編註〕2018a、蘇瑞鏘、2020参照）。1983年の増加定員立法委員選挙では、石は王とともに車椅子に乗って「党外後援会」推薦の許淑榮（美麗島事件政治犯張俊宏の妻）の選挙演説の演題に上がった（王燈岸〔王鏡玲編註〕2018b：416-417）。この場面こそ、戦前・戦後の民主運動の歴史的つながりを語る強い象徴性を帯びたシーンであったと言えよう。

歴史の記憶を繋いだ代表人物は葉榮鐘（1900-78）であろう。葉は鹿港の生まれ。台湾議会設置請願運動の大パトロン林獻堂の秘書を務めたことのある文筆家である。葉と前記康寧祥とが王詩琅（1908-84）を介してつながったのである。王詩琅は青年時代台湾総督府警察にアナキストと目されて投獄されたこともある文学者で、台湾の青年達に台湾史への関心が盛り上がった1980年代初頭は「台湾史の生き字引」と目されていた人物であった。康寧祥と王詩琅は萬華で住家が隣どうしの関係で、少年時代から康は王から台湾歴史の話をよく聞いていた。当時学校では台湾史についてはほとんど教えない。二人の会話は台湾語であった。康寧祥はその知識を台湾

語でモノにした。そして、1969年台北で選挙政治にデビューし街頭演説で日本統治期の社会運動の人物や故事を語って評判を呼んでいた。

王と葉は1930年代よりの文化人仲間で、台中に住む葉が一个月に一度台北に来て必ず他の友人とともに歓談の場を持つ関係であった。葉榮鐘は1960年代後半から『台湾民族運動史』の執筆に入り71年に上梓していた。類書が無かったこともあり、この書物は青年たちの関心を引きつけた。葉榮鐘の日記には葉宅を訪問する青年たちの名前が散見する。また、1975年康寧祥は黄信介とともに所謂「党外政論誌」の魁となる『台湾政論』を発刊すると、葉榮鐘に文章を請うた。葉は蔣渭水などかつての社会運動リーダーを紹介する文章三篇を寄せている(若林、2012;同、2015)。郭国基や石錫勳のような人物の活動を通じて、また葉著や党外雑誌での歴史回顧の文章などの閲読や康寧祥の選挙演説などを通じて、それなりの数の「党外」の活動家や支持者が、彼等の運動に先行する台湾議会設置請願運動のことを知っていたのだと考えられる。

周婉窈は、2009年に発表したエッセイのなかで、「台湾の定義はまだできていない、しかし、台湾にできるのは再び外部の力が新たに台湾を定義してしまうのを待つことだけなのだ、などとは言ってくれるな」との発言をしている(周、2017:37)。台湾議会設置請願運動の「議会政治の夢」は、対内的には実現していて4年に1回の「選挙共同体」のダイナミックなパフォーマンスをわれわれも目にすることができる。だがこの「選挙共同体」が代表するnationには、国際的に承認されたという意味での名前がまだない。周婉窈は、台湾議会設置請願運動についてその主体となった台湾知識人の思いに深く迫った論文(周、2011)を発表している歴史家である。周にとっては、同運動の「民主自治の台湾ビジョン」の希求は遠い過去の出来事ではない。台湾議会設置請願運動から大統領選挙制度の実現(「選挙共同体」の出現)、そしてさらに今日までの一世紀は「台湾のあり方」が問われ続けた一世紀であった。そしてその問いかけはこれからも続くのである。

注

- 1 その後の民主化につながる中華民国からの思想的遺産として最も重要なのは、雷震ら中国自由主義の思想であろう。これについての最新の研究は(薛化元、2020)参照。
- 2 1970年代末筆者は台湾議会設置請願運動の研究を行い、この運動が日本本国の大正デモクラシー運動の殖民地台湾における外延としての側面を持つとの感触を得た(若林、2001:21-22)。その後、「増加定員選挙」観察、「党外」人士訪問、「党外雑誌」の閲読などを通じて戒嚴令下の「党外」運動に関する知見を得るに至ったが、その当時「この人たちはもう一度大正デモクラシー運動をやっているのだ」との直感的思いを得たのを今も鮮明に記憶している。本報告の問題意識はこの直感に淵源しているのかもしれない。
- 3 第30条「日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得」、第50条「兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得」。
- 4 田健治郎総督は林獻堂に対し、台湾議会の実現は決して認めないが「請願は憲法上の権利に属す。ゆえに阻止しないだけである」と述べている(呉文星等主編、2009:119)。
- 5 ここでは、S.タローの社会運動の定義「社会運動は、エリート、敵手、当局との持続的な相互作用のなかでの、共通目標と社会的連帯に基づいた、集合的挑戦である」を念頭においている(タロー、2006:24)。
- 6 1930年霧社先住民族の蜂起(霧社事件)を除き、日本植民地統治期漢人地域最後の武装蜂起である礁吧岬事件(西来庵事件)で「匪徒刑罰令」に基づく866名に上る死刑判決が出されたのは第一回請願のわずか6年

前のことであった。

- 7 第8代台湾総督にして初代の文官総督田健治郎の言（呉文星等主編、2006：34）。
- 8 戦後直後にも同じ構図が、支配者による弾圧の強度を増して出現している。1947年の二・二八事件では、台北市の二・二八事件処理委員会に集まった当時の台湾人社会エリートたちは、その台湾省政改革要求を提出するに際して自分たちは「自治」を求めていると考えていたのだが、陳儀台湾省行政長官と蒋介石政府主席は国家への反乱を企図したとして血の弾圧を断行したのであった（若林、2008：47）。
- 9 もちろん、「帝国サイズ」で発想すれば、台湾の土地も人口も「帝国」内の一部分にすぎない、との反論がなされるのであり、これは1980年代、後述の「民主自治の台湾ビジョン」に対する中国ナショナリストが「大中国」の建前を前提に「台湾住民自決」論攻撃に用いた論理と同曲である。
- 10 周婉窈も民主化後に書いた論文で、「熟蕃人」を「台湾議会」有権者の団体に含めたことは『「台湾人」なるものの定義の拡大であって、それは当時として相当に進歩的な発想であった』として、この点に注目している（周婉窈、2011：222）。このことが、「党外」勢力の後身たる民進党が、1990年代初めから、先住民運動や客家の族群文化運動の出現を前にして、多文化主義的国民統合理念を打ち出したこと（後述）を想起させるからであろう。
- 11 以下本節における台湾政治過程に関わる論述は、断らない限り（若林、2008）に拠っている。
- 12 ただ、岸川毅の先駆的研究（岸川、2015）は、正規に法制化のなされない、国民党が常に大多数を占める議会ではあったが、立法院の改選が無い時期には少数の「党外」議員の活動を通じて台湾省省議会が「台湾議会」としての一定の役割を果たしたと指摘している。
- 13 金門・馬祖のうち、金門島の地域性については、（川島真編、2011）を参照。
- 14 民主化期までの国民党政権の言語・文化政策に関しては、（菅野、2011）と（菅野、2012）に詳しい。

参考文献

- 王燈岸（王鏡玲編註）2018a『石錫勳與王燈岸の二十世紀 礦溪壹老人』台北：玉山出版。
- 王燈岸（王鏡玲編註）2018b『石錫勳與王燈岸の二十世紀 礦溪少年兒』台北：玉山出版。
- 小笠原欣幸 2019『台湾総統選挙』晃洋書房。
- 何義麟 2003『二・二八事件——「台湾人」形成のエスノポリティックス』東京大学出版会。
- 川島真編 2011「金門島研究——その動向と可能性」、『地域研究』11-1、7-128頁。
- 岸川毅 2015「台湾省議会とオポジションの形成——党外議員の行動と戦略」、『日本台湾学会報』第18号、42-62頁。
- 許雪姬編、2004『台湾歴史辞典』台北：遠流出版。
- 呉文星等主編 2006『台湾総督田健治郎日記 中』台北：中央研究院台湾史研究所。
- 呉文星等主編 2009『台湾総督田健治郎日記 下』台北：中央研究院台湾史研究所。
- 蔡培火 1920「我島と我等」、『台湾青年』第一卷第四号。
- 周婉窈（若松大祐訳）2011「台湾議会設置請願運動についての再検討」『岩波講座 東アジア近現代通史』第五巻、岩波書店、216-241頁。
- 周婉窈 2014『少年台湾史』台北：玉山社。
- 周婉窈 2017「曾待定義的我三十一歳、尚待定義的台灣」、周婉窈『島嶼的愛和向望』台北：玉山社（初出2009）、12-37頁。
- 菅野敦志 2011『台湾の国家と文化——「脱日本化」・「中国化」・「本土化」』勁草書房。
- 菅野敦志 2012『台湾の言語と文字——「国語」・「方言」・「文字改革」』勁草書房。
- 薛化元 2020『民主的浪漫之路——雷震傳』台北：遠流出版。
- 蘇瑞鏘 2020『石錫勳及其時代——1950、60年代反對菁英的選舉批判 民主參與及政治受難』新北：稻香出版。
- 台湾総督府 1922『台湾人ノ台湾議会設置運動ト其思想』後篇。
- 台湾総督府警務局編 1939『台湾総督府警察沿革誌 第二編 領台以後の治安状況（中巻）台湾社会運動史』。
- 台湾民報社 1924「三好檢察官の論告」、『台湾民報』2-16（大正13年9月1日）、2-4頁。
- タロー、シドニー（大畑裕嗣監訳）2006『社会運動の力——集合行為の比較社会学』彩流社。
- 若林正丈 2001『台湾抗日運動史研究 増補版』研文出版。
- 若林正丈 2008『台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会。
- 若林正丈 2011「葉榮鐘における『述史』の志」、愛知大学現代中国学会編『中国21』36、156-178頁。
- 若林正丈 2015「康寧祥と『党外』の黎明——台湾オポジション第二次組党運動前夜」、『日本台湾学会報』17、128-143頁。
- 若林正丈 2016「諸帝国の周縁を生き抜く——台湾史における辺境ダイナミズムと地域主体性」、川喜田敦子・西芳

美編『歴史としてのレジリエンス——戦争・独立・災害』京都大学出版会、131-175頁。